

観光プロモーション用映像制作等業務に係る 公募型プロポーザル実施要領

令和7年5月
山形市

1 目 的

山形市には、自然や文化、食などの豊かな観光資源が数多く存在する。こうした魅力をより印象深く伝えるために、観光資源を整理・収斂させ、山形市に行ってみたいと思わせるようなストーリー性の高いコンセプトシートを企画・作成し、それをもとに誘客を促す観光プロモーション映像を制作し、旅前（*1）の国内観光客に向けて発信することで、山形市への観光客増加に加え、滞在時間の延長や体験予約の促進による消費額の向上を図ることを目的とする。

また、山形市では今後、日本一の観光案内所を整備し、充実した観光情報の発信及び体験ができる観光拠点にしていくことから、この開設に合わせて施設内の展示スペースや観光ギャラリー等で活用できるプロジェクション映像を制作することで、旅中（*2）の国内外の観光客に対し、四季折々の雄大な自然やまだ見ぬ山形市の魅力を認知及び体験させ、再来訪を促すことを目的とする。

*1 旅前：旅行に出かける前に下調べや準備をする期間のこと。

*2 旅中：旅行者が実際に旅行先を訪れている期間のこと。

2 業務の概要

山形市の魅力を発信し観光客を誘客することを目的に、ストーリー性・訴求力のあるコンセプトシートの企画・作成、旅前における誘客プロモーション映像の制作、旅中における体験型コンテンツ映像の制作、プロモーション及び効果検証に関する業務を委託するにあたっての必要な事項を指示するものとする。

3 委託業務

- (1) 業 務 名 観光プロモーション用映像制作等業務
- (2) 業務内容 観光プロモーション用映像制作等業務 基本仕様書（以下「仕様書」という。）の
とおり
- (3) 履行期間 契約締結日から令和8年3月30日（月）まで
- (4) 委託金額 上限金額は、25,500,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

4 参加資格等

(1) 単独での参加

当該業務の公募型プロポーザルに参加する者（以下「参加者」という。）は、次の要件をすべて満たしていること。

- ① 過去5年以内に地方自治体及び団体、企業等に対する観光系の広告映像制作の実績を有する者であること。
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に該当する者でないこと。

【第167条の4（一般競争入札の参加資格）】

普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者

二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者

- ③ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく再生手続開始の申立てが行われていないこと。
- ④ 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 475 条若しくは第 644 条の規定に基づく清算の開始、又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定に基づく破産開始の申立てが行われていないこと。
- ⑤ 本プロポーザルには、現在、山形市契約規則（昭和 39 年山形市規則第 18 号）第 25 条第 2 項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録されていない者も参加することができる。ただし、競争入札参加資格者名簿に登載されている者にあつては、本市の指名停止期間中でないこと。また、他自治体においても指名停止期間中でないこと。
- ⑥ 山形市暴力団排除条例（平成 23 年市条例第 25 号）第 2 条に規定する暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- ⑦ 宗教活動又は政治活動を主たる目的としていないこと。
- ⑧ 税を滞納していないことを誓約し、また、業務期間中に納付状態について調査されることに同意すること。

(2) 共同（グループ）での参加

それぞれが持つノウハウを活用しながら、当該業務を効率的に行うために共同（グループ）による参加も可能とするが、その参加者は、次の要件をすべて満たすこと。

- ① グループ内に、4(1)①の要件を満たす事業者が含まれていること。
- ② 4(1)②～⑧の参加資格を満たしていること。
- ③ 共同（グループ）の代表が山形市との連絡窓口となり、参加における責を負うこと。また、代表者の変更は、原則として認めない。
- ④ 同一の事業者が複数の共同（グループ）参加の構成員を兼ねることはできない。
- ⑤ 単独で参加する事業者は、他の共同（グループ）の構成員となることはできない

5 提案に求める条件

- (1) 本事業の趣旨を十分に理解した上で、提案は基本仕様書に沿った内容とすること。
- (2) 関連法令並びに山形市の条例等を遵守した内容であること。
- (3) 宗教活動や政治活動を目的とした内容でないこと。

6 実施スケジュール

内容	日時
公募開始及び資料等の公開,質問の受付開始	令和 7 年 5 月 9 日（金）
実施要領及び仕様書に関する質問の受付期間	令和 7 年 5 月 15 日（木）午後 5 時まで
質問に対する回答	令和 7 年 5 月 20 日（火）午後 5 時まで
参加申込受付期限及び企画提案書等の提出期限	令和 7 年 6 月 3 日（火）午後 5 時まで

一次審査（書類審査）結果の通知	令和7年6月6日（金）午後5時まで
二次審査（プレゼンテーション）の開催	※ 令和7年5月20日（火）に山形市公式ホームページへ掲載予定。
審査結果通知	
契約締結	

7 実施要領及び仕様書等に関する質問

本プロポーザルに関する質問がある場合は、下記により質問すること。ただし、審査に支障をきたす質問、評価基準及び他の参加者に関する質問は受け付けない。

- (1) 受付期間 令和7年5月9日（金）～15日（木）午後5時まで
- (2) 質問方法 質問書【様式1】を使用し、受付期間に電子メールまたは持参して提出すること。
電子メールにより提出した場合は、その旨を担当に電話で連絡すること。
- (3) 質問先 〒990-8540 山形市旅籠町二丁目3番25号
山形市商工観光部日本一の観光案内所整備室
Tel：023-641-1212（内線425）
E-mail：kankou@city.yamagata-yamagata.lg.jp
※メールの件名は、「（質問）観光プロモーション用映像制作等業務公募型プロポーザル」とすること。
- (4) 回答日時 令和7年5月20日（火）午後5時まで
- (5) 回答方法 山形市公式ホームページに掲載

8 参加申込、参加要件適格確認及び企画提案書等の提出

- (1) 申込期間 令和7年5月9日（金）～6月3日（火）午後5時まで
- (2) 申込方法 提出書類を郵送（締切日必着）又は持参（土・日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時まで）
- (3) 提出書類
 - ① 参加申込書【様式2】
※事業グループで参加する場合は、様式2「別紙 共同参加事業者構成表明書」も提出すること。
 - ② 会社概要書【様式3】
 - ③ 業務実績書【様式4】
 - ④ 誓約書【様式5】
 - ⑤ 秘密保持誓約書【様式6】
 - ⑥ 直近3ヶ月以内に発行された、法人税、消費税及び地方消費税に未納がないことの証明書並びに山形市に本社・支社がある者は法人市民税及び固定資産税に未納がないことの証明書（写し可）※前事業年度分とする。
※事業グループで参加する場合、②～⑤は事業者ごとに作成し提出すること。
 - ⑦ 企画提案書【様式7】
 - ⑧ 経費見積書【様式8】
- (4) 提出部数 ①～⑥は1部、⑦～⑧は10部。①～⑧の提出書類を入れたDVD-R 1枚。

※ファイル形式は、元のファイル形式とPDF形式の2形式で提出すること。

- (5) 提出先 〒990-8540 山形市旅籠町二丁目3番25号
山形市商工観光部日本一の観光案内所整備室

(6) 参加要件適格確認

上記の(3)で提出された書類について、参加要件の適格性が確認された者に対しては、参加要件適格確認通知書により電子メールにて通知を行う。参加要件を満たしていない者に対しては、参加要件不適格通知書により電子メールにて通知を行い、本プロポーザルへの参加を認めない。

(7) 企画提案書及び経費見積書作成上の留意事項

① 企画提案書【任意様式】

ア 企画提案書は、「別紙1 企画提案書記載事項」に沿って記載し、「別紙2 評価基準表」の視点に沿って具体的に記載すること。

イ A4用紙（両面印刷）とし、ページ番号を付与すること。

ウ 企画提案書は、「別紙1 企画提案書記載事項」に沿って記載し、「別紙2 評価基準表」の視点に沿って具体的に記載すること。

② 経費見積書【様式8】

ア 見積金額は提案内容評価の参考として利用するものであり、契約金額とならないものとする。

イ 見積金額の内訳は、できるだけ詳細かつ具体的に記載すること。

ウ 提出された見積金額が提案上限額を超えている場合は、失格とする。

9 書類審査の実施（一次審査）

(1) 概要

本プロポーザルにおける参加者が6者以上の場合のみ、提出された参加申込書及び企画提案書等により、参加資格確認及び一次審査（書類審査）を行う。なお、原則として一次審査では上位5位までを選定するが、5位が同点の場合は、別紙2の審査基準表における「2 コンセプトシート（原稿）の企画・作成」の評価点が高い者を上位者とする。

(2) 審査方法

一次審査については、別紙2の審査基準表に基づき審査する。

(3) 結果通知

審査結果については、令和7年6月6日（金）午後5時までに全ての参加者に対し、参加申込書記載の電子メールアドレス宛に電子メールにて通知する。

10 プレゼンテーションの実施（二次審査）

(1) 概要

プレゼンテーションにおいては、観光プロモーション用映像制作等業務公募型プロポーザル審査委員会（以下、「審査委員会」という。）に対し、上記8により提出した企画提案書に沿って説明すること。また、あわせて質疑応答を行う。

なお、二次審査の日程については、令和7年5月20日（火）に山形市公式ホームページへ掲載予定。プレゼンテーションの時間及び詳細については、令和7年6月6日（金）午後5時までに通知する。

(2) 説明要領

- ① 参加できる人数は4名以内とすること。
- ② 時間は15分～30分以内（説明10分～20分、質疑応答5分～10分）を予定し、詳細は参加要件適格通知書とあわせて通知する。
- ③ 他者のプレゼンテーションを傍聴することはできない。
- ④ プレゼンテーションは、提案書の内容の範囲内で行うものとし、追加の提案は認めない。
- ⑤ プレゼンテーションに必要なパソコンは提案者が準備することとし、その他投影に必要なスクリーン及びプロジェクター等は本市で準備する。

1.1 審査

審査委員会で「別紙2 評価基準表」に基づき評価を行う。なお、審査委員会は非公開とする。

(1) 失格

次に掲げる項目のいずれかに該当するものは、失格とし、審査の対象としない。

- ① 提出した書類に虚偽の記載のあるもの。
- ② 本業務に係る見積金額が25,500,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を超えるもの。
- ③ 期間内に提出書類が提出されなかったもの。
- ④ 審査委員会の委員に対して、直接間接を問わず接触を求めたものまたは接触したもの。
- ⑤ 審査結果に影響を与えるような工作をしたもの。
- ⑥ その他、実施要領に違反するもの。
- ⑦ 単独提案と共同提案の両方への応募を行ったもの。

(2) 審査結果

- ① 各審査委員の評価点の合計得点が最も高い上位1者を、契約交渉順位1位の候補者（以下、「第1位の候補者」という。）として選定し、2番目に合計得点が高い者を契約交渉順位第2位の候補者（以下、「第2位の候補者」という。）として選定する。合計得点の最も高い者が2人以上いるときは、別紙2の評価基準表における「2 コンセプトシート（原稿）の企画・作成」の評価点が高い者を上位とする。
- ② 各審査委員の評価点の合計得点の6割を最低基準点と定め、最低基準点に満たない場合は、契約候補としない。
- ③ 企画提案者が1者のみの場合であっても審査を実施するが、その場合、各審査委員の評価点の合計得点が6割以上となった場合に限り、第1位の候補者として選定する。
- ④ 審査の結果は文書により通知し、山形市公式ホームページで公開する。なお、審査結果に関する問い合わせには一切応じない。
- ⑤ 審査結果について、異議を申し立てることはできない。

1.2 公募型プロポーザルに際しての留意事項

- (1) 参加者は、参加申込書の提出をもって実施要領の記載内容を承諾したものとする。
- (2) 参加申込み後に辞退する場合は、辞退届（様式9）を届け出ること。
- (3) 提出された書類は、理由の如何を問わず返却しない。
- (4) 提出された書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の

法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを用いた結果生じた事象に関する責任は、すべて参加者が負うものとする。

- (5) 書類の提出に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。また、造語及び略語は、専門用語または一般用語を用いて初めて出た場所に定義を記述すること。
- (6) 複数の企画提案書を提出することはできない。
- (7) 提出期限後の提出書類の変更、差替えまたは再提出は認めない。ただし、山形市が補正等を求める場合を除く。
- (8) 公募型プロポーザルに要する費用は、すべて参加者の負担とする。
- (9) 選定された参加者の企画提案（プロポーザル）に盛り込まれた内容がすべて業務委託内容になるとは限らない。
- (10) 単独提案と共同提案の両方への応募を行った提案者は両提案内容とも失格とする。

1 3 契約に関する基本事項

(1) 契約交渉

第1位の候補者との協議が不調となったと山形市が判断した場合は、第1位の候補者との交渉を終了し、第2位の候補者を繰り上げ、協議を行う。また、契約候補者との協議の結果、令和7年7月31日までに契約締結に至らず、その後も契約締結に至る見込みが無いと山形市が判断した場合は、第1位の候補者との協議を終了し、第2位の候補者と契約締結に係る協議を行う。

(2) 契約の締結

第1位の候補者と当該業務について協議を行い、内容について合意の上、仕様書を作成するものとし、その仕様書に基づく見積書を徴収し、随意契約の方法により契約締結する。なお、第2位の候補者を繰り上げた場合も同様とする。また、受託業務内容は提出された企画提案書に沿ったものとするが、双方の合意により内容を変更する場合がある。

1 4 その他

- (1) 本市は、提出された関係書類等は返却しない。
- (2) 本市は、提出された関係書類等の秘密保持には十分配慮する。
- (3) 本市は、提出された企画提案書等は当該審査以外に無断で使用しない。
- (4) 本プロポーザルに係る提出書類については、すべて押印不要とする。

1 5 問合せ及び書類提出先

〒990-8540 山形市旅籠町二丁目3番25号
山形市商工観光部日本一の観光案内所整備室
TEL：023-641-1212（内線425）
E-mail：kankou@city.yamagata-yamagata.lg.jp